耐震診断結果の報告手続き(ご案内)

改正耐震改修促進法における耐震診断義務付け対象建築物とは

平成25年11月に改正された耐震改修促進法で、病院、店舗、旅館等の不特定多数の方が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難に配慮を必要とする方が利用する建築物のうち大規模なもの(対象となる建築物の用途と規模については下の表をご覧ください。)などについて、平成27年12月31日までに耐震診断を行い報告することを義務付けし、報告を受けた所管行政庁は(千葉市内は千葉市役所)その結果を公表することになりました。

(補足)

耐震改修を円滑に促進するために、耐震改修計画の認定基準が緩和され、容積率や建ペい率の特例措置や、 区分所有建築物については、耐震改修の必要性の認定を受けた建築物について、大規模な耐震改修を行おう とする場合の決議要件を緩和しました。(区分所有法の決議要件が3/4以上から1/2超に)

さらに、耐震性に係る表示制度を創設し、耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物について、その旨を表示できることになりました。

(ご注意)

予めご了解ください。

- ① 本資料は耐震診断義務付け対象の可能性がある方へ配付しております。
- ② 添付書類以外に追加資料の提出を求める場合があります。提出にご協力をお願いします。
- ③ ご提供いただいた情報は、内容確認や詳細調査のため、国等へ提供することがあります。
- ④ これから耐震診断に着手する方で、耐震診断義務付け対象である場合、国の直接補助制度を受けられる可能性があります。詳しい手続きは耐震対策緊急促進事業実施支援室(TeL03-6214-5838) へお問い合わせください。

耐震診断義務付け対象建築物の条件 (義務付け対象は旧耐震建築物)

用途		特定既存耐震不適格建築物の 要件	指示対象となる特定既存 耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け 対象建築物の要件
学校	小学校、中学校、中等教育学校 の前期課程若しくは特別支援 学校	階数 2 以上かつ 1,000 ㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数 2 以上かつ 1,500 ㎡ 以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ3,000 ㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。
	上記以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上		
体育館(一般公共の用に供されるもの)		階数 1 以上かつ 1,000 ㎡以上	階数 1 以上かつ 2,000 ㎡ 以上	階数 1 以上かつ 5,000 ㎡以 上
ボーリング場、スケート場、水泳場そ の他これらに類する運動施設		階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上	階数3以上かつ2,000 ㎡ 以上	階数3以上かつ 5,000 ㎡以 上
病院、診療所				

刺目 短影组 吹云铃 冷井坦			
劇場、観覧場、映画館、演芸場			
集会場、公会堂			
展示場			
卸売市場			
百貨店、マーケットその他の物品販売 業を営む店舗		階数 3 以上かつ 2,000 ㎡ 以上	階数3以上かつ5,000 ㎡以 上
ホテル、旅館			
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿 舎、下宿			
事務所			
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉 ホームその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 1,000 ㎡以上	階数 2 以上かつ 2,000 ㎡ 以上	階数2以上かつ 5,000 ㎡以 上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに 類するもの			
幼稚園、保育所	階数 2 以上かつ 500 ㎡以上	階数 2 以上かつ 750 ㎡以 上	階数2以上かつ 1,500 ㎡以 上
博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000 ㎡以上	階数 3 以上かつ 2,000 ㎡	階数3以上かつ5,000 ㎡以
遊技場		以上	±
公衆浴場			
飲食店、キャバレー、料理店、ナイト クラブ、ダンスホールその他これらに 類するもの			
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他 これらに類するサービス業を営む店舗			
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用 途に供する建築物を除く。)			
車両の停車場又は船舶若しくは航空機 の発着場を構成する建築物で旅客の乗 降又は待合の用に供するもの		階数 3 以上かつ 2,000 ㎡ 以上	階数3以上かつ 5,000 ㎡以 上
自動車車庫その他の自動車又は自転車 の停留又は駐車のための施設			
保健所、税務署その他これらに類する 公益上必要な建築物			
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供 する建築物	政令で定める数量以上の危険 物を貯蔵又は処理するすべて の建築物	500 ㎡以上	5,000 ㎡以上、かつ、敷地 境界線から一定距離以内に 存する建築物
避難路沿道建築物	耐震改修等促進計画で指定す る避難路の沿道建築物であっ	左に同じ	耐震改修等促進計画で指定 する重要な避難路の沿道建

	て、前面道路幅員の 1/2 超の高 さの建築物(道路幅員が 12m 以下の場合は 6m 超)	築物であって、前面道路幅 員の 1/2 超の高さの建築物 (道路幅員が 12m 以下の 場合は 6m 超)
防災拠点である建築物		耐震改修等促進計画で指定 する大規模な地震が発生し た場合においてその利用を 確保することが公益上必要 な建築物で政令で定めるも の

手続きの流れ

<u>まずは①義務化対象建築物であることの確認</u>を行ってください。

予約	電話番号 043-245-5836 建築指導課建築相談室
① 義務化対	予約の際日時をお知らせしますので、千葉中央コミニティセンター(千葉市中央区千葉港 2-1) 3
象建築物で	階建築指導課にお越しください。耐震診断資格者もしくはその代理の方の同行をお願いし
あることの	ます。
確認	相談時には、建築物の確認日付、確認番号、延べ面積、階数、用途のほか、既存不適格
↓	の状況(旧耐震部分が残っているかどうか)がわかる資料が必要です。具体的には次のも
↓	のが考えられます。
↓ ↓	(ア) 検査済証、確認済証(写し可)
↓	(イ) 当該建築物の設計図書で、構造の基準が分かる建築確認の図書、竣工図、構造計算概
↓	要書など。増改築を行っている場合は、当該建物各部の図面が含まれているもの。
↓ ↓	(ウ) 写真など現地の資料(ある場合)
↓	(エ) 建築基準法第12条第5項報告書(過去、提出済みのものがあれば)
↓	(オ) 耐震診断が済んでいる部分については、診断に要した図書と結果を示した図書
↓	(カ) 過去に耐震改修促進法の認定を得ているものは、認定に要した図書
<u> </u>	(キ) 既存不適格調書など<相談後必要に応じて提出>
② 確認書の	詳細は別紙参照
申請(必要に	「改正耐震改修促進法における耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書」様式(押
応じて)	印したもの) 1 部に必要書類を添付の上、千葉市建築指導課建築相談室あて書類を持込(郵
↓	送可)してください。
↓	確認書の申請に必要な添付書類は、建築物の状況に応じて異なります。相談時に打ち合わ
1	せしますが、おおむね次のとおりです。
↓ ↓	(ア)連絡先等(訂正等に対応していただける方)
	(イ) 面積・構造区分表…増築が複数回にわたる場合に添付していただきます。<相談時決
	定事項>
	(ウ) 独立部分の別、確認済証や検査済証の番号、発行年月日を記載したもの
	(エ) 新耐震部分と旧耐震部分、これから診断したい部分を図示したもの
	(才) 新耐震部分と旧耐震部分の検査済証写し等
	(カ) 配置図、平面図、立面図、断面図、エキスパンションジョイント仕様図など、建物の
	仕様にあわせてご用意いただきます。 (た) 既有不済牧調果な ぶくね談味は 宇東原へ
	(キ) 既存不適格調書など<相談時決定事項>
ー 確認書の交	確認書の交付は千葉市になります。この確認書を添付し国へ補助金交付申請。
付	
	, i
	·
L	

以下、補助金の手続きは国の耐震対策緊急促進事業支援室となります。		
国へ補助金	↓	
交付申請	※添付書類や手続きについて詳しくは耐震対策緊急促進事業実施支援室(Tel03-6214-5838)	
\	へお問い合わせください。	
補助金交付	lack	
決定	lack	
↓	lack	
耐震診断に	lack	
着手	↓	
↓ 	↓	
耐震診断完		
了		
↓ □====================================		
完了報告		
③ 耐震診断	平成27年12月31日までに次の書類をご提出ください。	
結果の報告	【提出書類】	
↓ ↓	(ア) 省令様式第21号	
	(イ) 耐震判定書	
	(ウ) 耐震診断結果の概要がわかる図書 (構造図・構造計算書)	
	(エ) 必要に応じて意匠図(配置図、平面図、立面図、断面図など)	
④ 耐震診断	まずっったに田舎ぎしに取りました。 ナーノ ページダイハままだいまま	
結果の公表	平成28年に用途ごとに取りまとめ、ホームページ等で公表を行います。	
↓		
↓ 		
※手続きに関し	して、追加書類をお願いすることがありますがご協力ください。	

本件の連絡先

千葉市都市局建築部建築指導課建築相談室 〒260-8722 千葉市中央区千葉港2-1 千葉中央コミニティセンター3階 電話 043-245-5836